

発議案第 4 号

富津市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記発議案を富津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 25 日提出

提出者 富津市議会議員 平 野 明 彦

賛成者 同 渡 辺 純 一

同 諸 岡 賛 陞

同 猪 瀬 浩

同 三 富 敏 史

同 宮 崎 晴 幸

同 平 野 寛 明

富津市議会議長 平 野 英 男 様

提案理由

刑法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が施行されるに伴い、
懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

富津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年富津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第２条第４項の改正規定、同条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）、第１７条第２項第１号ア、第１８条第１項

及び第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項並びに第 48 条の改正規定 公布の日

(2) 第 53 条から第 55 条の改正規定及び次項の規定 令和 7 年 6 月 1 日
(経過措置)

2 令和 7 年 6 月 1 日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。